

国立研究開発法人物質・材料研究機構 表彰規程

平成17年5月26日
17規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則（平成18年3月31日 18規程第46号）第69条に定める定年制職員の表彰、国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則（平成20年3月31日 20規程第16号）第69条に定めるキャリア形成職員の表彰及び国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号）第60条に定める任期制職員等の表彰に関し、表彰委員会（以下「委員会」という。）を設置して、公正かつ適正な執行を図ることを目的とするものである。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、職員を表彰することについて、調査審議を行い、その結果を理事長に報告するものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。
2 委員長は、人事・総務部門担当理事をもって充てる。
3 委員は、役員及び職員の中から理事長が指名する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を統括する。
2 委員長に事故があるときは、委員の中からあらかじめ委員長により定められた者がその職務を代理する。

(委員会の会議の招集)

第5条 委員会の会議は、必要の都度、委員長が召集する。

(会議開催の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、委員長は、会議開催の必要が認められない場合には、各委員への書類回議による意見聴取をもって委員会の会議の開催に代えることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員長、委員その他委員会に携わった者は、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事・総務部門人材開発室が行う。

(雑則)

第9条 この定めによるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が委員

会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成17年5月26日から施行する。

附 則（平成18年3月28日 18規程第71号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日 20規程第50号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月9日 21規程第28号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日 22規程第4号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月11日 23規程第69号）

この規程は、平成23年5月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第37号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日 28規程第81号）

この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第33号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日 2025規程第41号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。